田川市子どもの権利に関する
行動計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

田川市

第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化の進展やICTの普及など社会経済状況の変化に伴い、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、複雑かつ深刻化する子どもと家庭を取り巻く状況に対し、幅広く専門機関等が連携して支えていくことが求められています。

国においては、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、こども基本法が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

また、本市においては、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長を保障するため、田川市子どもの権利条例（以下「権利条例」という。）を令和4年4月1日に施行しました。田川市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）は、権利条例の規定に基づき、子どもの権利を保障し、子どもに関する施策を推進することを目的として策定するものです。

2　計画の位置付け

行動計画は、児童の権利に関する条約やこども基本法などの理念を踏まえ、権利条例第11条第9項に基づき策定します。また、本市の最上位計画である「田川市総合計画」をはじめ、子ども・子育て支援に関する事業を総合的に進めていくことを目的とした「田川市子ども・子育て支援事業計画」や「田川市子どもの貧困対策推進計画」などの関連計画等との整合性を図ります。

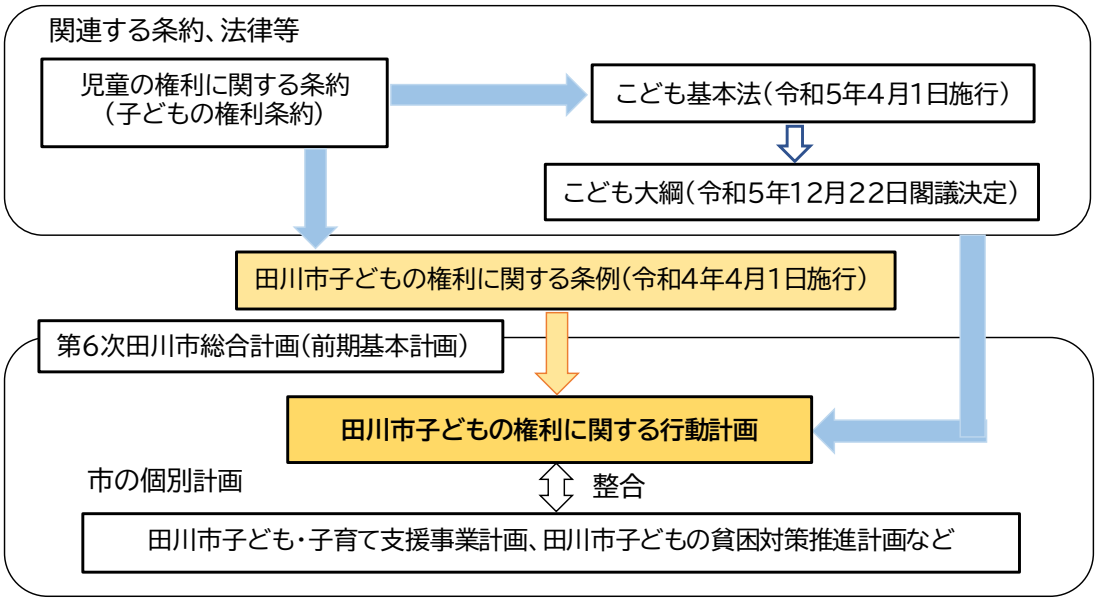

3　計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4　計画の対象・用語の定義

本計画で対象とする「子ども」とは18歳になっていないすべての人をいいます。また、権利条例によって、下記のとおり用語を定義しています。

子ども	市内に住んでいる人、市内で学んでいる人、働いている人、活動している人の中で、18歳になっていないすべての人をいいます。
保護者	親又は親に代わって子どもを育てる立場にある人のことをいいます。
市民等	市内に住んでいる人、市内で学んでいる人、働いている人、活動している人や市内の団体、事業所のことをいいます。
子どもに関係する施設	保育所、幼稚園、学校など、子どもが育ち、学び、活動するための施設のことをいいます。

権利条例第2条より

第2章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

権利条例第1条に基づき、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されていくため、また、条例前文において宣言した『「子どもは無限の可能性を秘めた将来を担うこのまちの宝」として、社会全体で愛情をもって子どもを守り育て、子どもも大人も地域もともに育つまちとしていく』ことを基本理念とします。

2　施策方針

本市の最上位計画である田川市総合計画の基本方針、政策及び施策に沿って施策の方針（方向性）を設定します。（関連事業については、総合計画全体で推進を図ることとします。）

第6次田川市総合計画（前期基本計画）

基本方針　➤　第3章　健やかに安心して暮らせるまちづくり（生活・健康福祉）

政策　➤　第2節　安心して出産し子育てできるまちをつくる

施策　➤　社会全体で子育て支援の充実を図る

【施策の方針（方向性）】

⑴　子どもが健やかに成長できるよう、多面的な子育て支援施策を講じ、子どもを産み育てやすい環境整備に努めます。また、妊娠期から就学前までの母子に対して、切れ目ない支援を行うため、支援体制の強化と関係機関との連携に努めます。

⑵　子どもがいかなる環境下にあっても、将来に希望を抱き健やかに育つ社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

⑶　安心して子育てができ、子育てが楽しいと思える環境づくりを社会全体で推進するために、全ての子どもと家庭の立場に立ち、次世代を担う子どもの成長を支援することで、子どもと共に大人も地域も成長するまちを目指します。

⑷　子育て世代のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。

⑸　関係機関と連携し、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。

⑹　教育や福祉、保健を総合的に結びつけるため、子どもの情報共有の推進に努めます。

3　子どもの権利の内容

権利条例では、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の趣旨を踏まえ、次の4つの権利を子どもの権利として定めています。この権利は、子どもが健やかな成長をしていくために大切な権利として保障されます。

⑴　<u>安心して生きる権利（権利条例　第3条）</u>

ア　生命が守られること。

イ　健やかな成長や発達を妨げる環境から守られること。

ウ　健康に配慮され、適正に医療やケアを受けられること。

エ　平和で安全な環境のもとで生活すること。

オ　孤独や孤立について相談できること。

カ　性的違和感について相談でき、性自認を認められること。

⑵　<u>豊かに育つ権利（権利条例　第4条）</u>

ア　遊ぶこと。

イ　学ぶこと。

ウ　個性が大切にされ、個性を伸ばすこと。

エ　自分で考え、判断し、行動すること。

オ　余暇を楽しむこと。

カ　必要なときに休み、安心できる場で休息し、自分に合った歩みで学ぶこと。

キ　芸術、文化活動へ参加すること。

⑶　<u>守られる権利（権利条例　第5条）</u>

ア　あらゆる形態の差別を受けないこと。

イ　身体的、心理的、性的な暴力を受けないこと。放置されないこと。

ウ　自分についての情報が正しくない方法で収集・利用されないこと。

エ　気軽に相談でき、必要な支援を受けること。
オ　万一、あやまちを犯した場合には、適切に保護・指導されること。

⑷　参加する権利（権利条例　第6条）

ア　自分の気持ちや考えを表すことができ、これらを大切に受けとめられること。
イ　自分の気持ちや考えを表すために必要なコミュニケーションの力を伸ばす機会があること。
ウ　自分に関係あることについての話合いに参加できること。
エ　自分が意見を表すことについて、事前に十分な情報が提供されること。

第3章　施策の展開

1　施策の体系

第2章の「基本理念」と「施策方針」の実現に向けて、権利条例第11条「市の役割と責務」及び第12条「啓発」に努める内容を大きく5つに分類した基本目標を設定しました。また、それぞれの基本目標に沿って子どもの権利に関する施策（取組）を推進することとします。

2　基本目標と子どもの権利に関する施策（取組）

基本目標1　子どもの権利に関する普及啓発　（権利条例第12 条に基づく）

子どもの権利について、子どもや家庭、子どもに関係する施設の職員、地域の方たち等が正しく理解し、虐待などによる子どもの権利に反することがあった場合は、速やかに相談等の対応ができるように、子どもの権利についての普及啓発を行います。

1－1　子どもの権利に関する広報

子どもの権利に関する関心と理解を深めるために、条例の認知度を上げるとともに、条例や子どもの権利の内容について、啓発用リーフレットの配布やさまざまな媒体や手法を用いて、子どもや保護者、市民等に対して広報・啓発を実施します。

1－2　子どもの権利に関する学習支援

啓発用リーフレット等を活用して、小中学校や地域で子どもの権利に関する学習の機会が提供できるよう支援します。

基本目標2　子どもの権利を保障するための支援体制の整備
（権利条例第11条第1項、第2項、第3項、第5項に基づく）

子どもの権利を保障するため、あらゆる施策を通じて、子どもの最善の利益に配慮し、教育、福祉、医療等の連携・調整を図り、一人の人間として子どもや子どもに代わる人からの相談を受けたときは、すぐに対応するとともに、関係機関と協力するなどして、適正な支援に繋げます。また、保護者、市民等や子どもに関係する施設がそれぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行い、市に対する意見を求めます。

２－１　相談支援体制の強化と充実

本市では、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターを設置しています。未就学児から就学後までのこどもの対応を関係機関と連携して包括的に行うことにより、0歳から18歳までの切れ目のない支援の強化と充実を図ります。また、スクールソーシャルワーカーを配置することにより、学校と連携して子どもの状況確認を行うなど、「教育と福祉の連携」の更なる強化を図ります。

２－２　子どもに関係する施設への必要な支援

学校や保育園等に、こども家庭センターの職員が定期的に巡回相談などに伺い、情報交換や連携を図りながら、それぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行います。また、市に対する意見などを聞くことで、支援の充実に繋げます。

２－３　学校における不登校児童・生徒などのための支援

学校が空き教室などを利用して開設している不登校児童・生徒などのための居場所に、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援員が出向き、子どもたちの悩みや困りごとを直接聴くことで、解決の手助けを行います。

基本目標3　子どもの権利に反することの防止と早期発見
（権利条例第11条第4項、第6条に基づく）

虐待などによる子どもの権利に反することの未然防止と早期発見に努め、地域においても安全で安心な居場所づくりを推進します。

３－１　子どもへの体罰など虐待防止に関する啓発

体罰は暴力として子どもの身体を傷つけるものであり、子どものしつけに際しても、体罰を加えてはならないことが法律で規定されています。また、子どもだけでな

く、家庭内や関係者などに対する暴力・暴言についても、心理的虐待として子どもの心を傷つけ、発達に影響する可能性があります。体罰や暴言等の防止に関する啓発用リーフレットの配布やさまざまな媒体や手法を用いて、子どもや保護者、市民等に対して広報・啓発を実施します。

また、児童虐待防止のため、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンでは、啓発用グッズを作成・配布して啓発を行います。

３－２　要保護児童対策地域協議会の開催

要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を定期的に開催します。また、関係者の識見を深めるため、研修会も併せて定期的に実施します。

３－３　乳幼児家庭における全戸訪問の実施

生後4か月までの乳児がいる全家庭を対象に保健師及び助産師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、全家庭の養育環境等の把握を行い、安心して育児ができるよう支援します。

３－４　地域の居場所づくりの推進

子ども食堂や学習支援などの居場所は、地域に開かれたコミュニティとして多世代交流や子どもの見守りなどの役割だけでなく、貧困対策や児童虐待防止の観点からも、その役割がますます重要になっています。実施団体や新規に開設する団体の安定的な運営支援のため、一部補助やネットワーク会議などを実施します。

基本目標4　子どもが意見を表す機会づくり（権利条例第11条第7項に基づく）

子どもが意見を表す機会をつくります。

４－１　講演会や会議での意見発表の機会

子どもの権利に関する講演会や子ども・子育て会議などを開催する際に、子どもが意見を発表する場を設定するなど、子どもの参加の機会の充実を図ります。

４－２　個別意見の集約

インターネットを使ったアンケートの実施などで、子どもの思いや考えを聞き取り、必要に応じ子ども支援策や関係機関等に反映される仕組みを構築します。

基本目標5　子どもの権利侵害からの救済（権利条例第11条第8項に基づく）

市は、権利を侵害された子どもが相談でき、侵害を受けた子どもを救済する独立した機関を設置します。

５－１　子どもの権利救済委員会による救済

子どもの権利の侵害に対し適切な救済を図り、権利の回復を支援するために子どもの権利救済委員会を設置しています。子どもの権利侵害について、必要に応じて調査を行い、保護者、関係機関等その他関係者に対し、子どもの権利の侵害を是正するための要請を行います。

第4章　施策の推進

１　計画の進行管理

権利条例第13条に基づき、子どもの権利に関する施策の進行状況について、毎年度調査を行います。また、調査については、田川市子ども・子育て会議に対し意見を求め、必要な施策の見直しを行います。